

事 務 連 絡

令和5年9月4日

購入者各位

農業集落排水事業  
諸基準等作成全国検討委員会

(一社) 地域環境資源センター

**農業集落排水施設標準積算指針  
(令和5年度版) の正誤表の送付について**

平素より当センターの運営に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、先般お届けしました表記の書籍について、更新箇所がありましたので、別添のとおり正誤表を送付いたします。

お手数をお掛けし大変申し訳ありませんが、ご対応の程よろしくお願いいたします。

農業集落排水施設標準積算指針 令和5年度改訂版 正誤表

令和5年9月

農業集落排水事業諸基準等作成全国検討委員会

農業集落排水施設標準積算指針 令和5年度改訂版

ページ	該当箇所	誤	正																																																																												
P96	工事歩掛	<p>③ウェルポイントエライザー管設置・撤去</p> <p>表2-7-12 ウェルポイントエライザー管（設置・撤去歩掛）（100本当たり）</p> <table border="1" data-bbox="362 308 1167 576"> <thead> <tr> <th rowspan="3">名称</th> <th colspan="4">施工規模</th> </tr> <tr> <th colspan="2">100本未満</th> <th colspan="2">100本以上</th> </tr> <tr> <th>設置</th> <th>撤去</th> <th>設置</th> <th>撤去</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土木一般世話役（人）</td> <td>2.7</td> <td>1.8</td> <td>2.3</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td>特殊作業員（人）</td> <td>7.5</td> <td>5.0</td> <td>6.5</td> <td>3.5</td> </tr> <tr> <td>普通作業員（人）</td> <td>7.5 (11.5)</td> <td>7.6</td> <td>6.7 (10.1)</td> <td>5.4</td> </tr> <tr> <td>ジェット装置（日）</td> <td>2.5</td> <td>—</td> <td>2.1</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>諸雑费率（%）</td> <td>32 (33)</td> <td>36</td> <td>34 (36)</td> <td>37</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1）歩掛に含まれる作業                      [設置]ウェルポイント組立・打込み、ヘッダーライン設置までである。                      [撤去]ヘッダーライン撤去、ウェルポイント引抜き・解体までである。</p> <p>注2）（ ）書きはサンドフィルターを使用する場合である。</p> <p>注3）諸雑費は、サンドフィルターを使用する場合の材料費、スパナ、パイプレンチ、チェンソー、ベンチ、水位計の工具費、トラック（クレーン装置付）運転経費及び電力に関する経費等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を計上する。</p> <p>注4）諸雑費内の電力に関する経費については、低圧電力・臨時契約を標準としており、これにより難しい場合は「ウェルポイント設置」の諸雑费率から1%減ずるものとし、電力使用量を次式により求め別途計上する。                      電力使用量（kWh）=15kW×0.9×Td×Th×ウェルポイント施工本数</p>	名称	施工規模				100本未満		100本以上		設置	撤去	設置	撤去	土木一般世話役（人）	2.7	1.8	2.3	1.2	特殊作業員（人）	7.5	5.0	6.5	3.5	普通作業員（人）	7.5 (11.5)	7.6	6.7 (10.1)	5.4	ジェット装置（日）	2.5	—	2.1	—	諸雑费率（%）	32 (33)	36	34 (36)	37	<p>③ウェルポイントエライザー管設置・撤去</p> <p>表2-7-12 ウェルポイントエライザー管（設置・撤去歩掛）（100本当たり）</p> <table border="1" data-bbox="1267 308 2072 576"> <thead> <tr> <th rowspan="3">名称</th> <th colspan="4">施工規模</th> </tr> <tr> <th colspan="2">100本未満</th> <th colspan="2">100本以上</th> </tr> <tr> <th>設置</th> <th>撤去</th> <th>設置</th> <th>撤去</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土木一般世話役（人）</td> <td>2.7</td> <td>1.8</td> <td>2.3</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td>特殊作業員（人）</td> <td>7.5</td> <td>5.0</td> <td>6.5</td> <td>3.5</td> </tr> <tr> <td>普通作業員（人）</td> <td>7.5 (11.5)</td> <td>7.6</td> <td>6.7 (10.1)</td> <td>5.4</td> </tr> <tr> <td>ジェット装置（日）</td> <td>2.5</td> <td>—</td> <td>2.1</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>諸雑费率（%）</td> <td>32 (33)</td> <td>36</td> <td>34 (36)</td> <td>37</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1）歩掛に含まれる作業                      [設置]ウェルポイント組立・打込み、ヘッダーライン設置までである。                      [撤去]ヘッダーライン撤去、ウェルポイント引抜き・解体までである。</p> <p>注2）（ ）書きはサンドフィルターを使用する場合である。</p> <p>注3）諸雑費は、サンドフィルターを使用する場合の材料費、スパナ、パイプレンチ、チェンソー、ベンチ、水位計の工具費、トラック（クレーン装置付）運転経費及び電力に関する経費等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を計上する。</p> <p>注4）諸雑費内の電力に関する経費については、低圧電力・臨時契約を標準としており、これにより難しい場合は「ウェルポイント設置」の諸雑费率から1%減ずるものとし、電力使用量を次式により求め別途計上する。                      電力使用量（kWh）=15kW×0.827×Td×Th×ウェルポイント施工本数</p>	名称	施工規模				100本未満		100本以上		設置	撤去	設置	撤去	土木一般世話役（人）	2.7	1.8	2.3	1.2	特殊作業員（人）	7.5	5.0	6.5	3.5	普通作業員（人）	7.5 (11.5)	7.6	6.7 (10.1)	5.4	ジェット装置（日）	2.5	—	2.1	—	諸雑费率（%）	32 (33)	36	34 (36)	37
名称	施工規模																																																																														
	100本未満			100本以上																																																																											
	設置	撤去	設置	撤去																																																																											
土木一般世話役（人）	2.7	1.8	2.3	1.2																																																																											
特殊作業員（人）	7.5	5.0	6.5	3.5																																																																											
普通作業員（人）	7.5 (11.5)	7.6	6.7 (10.1)	5.4																																																																											
ジェット装置（日）	2.5	—	2.1	—																																																																											
諸雑费率（%）	32 (33)	36	34 (36)	37																																																																											
名称	施工規模																																																																														
	100本未満		100本以上																																																																												
	設置	撤去	設置	撤去																																																																											
土木一般世話役（人）	2.7	1.8	2.3	1.2																																																																											
特殊作業員（人）	7.5	5.0	6.5	3.5																																																																											
普通作業員（人）	7.5 (11.5)	7.6	6.7 (10.1)	5.4																																																																											
ジェット装置（日）	2.5	—	2.1	—																																																																											
諸雑费率（%）	32 (33)	36	34 (36)	37																																																																											